

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中心区役所 総合福祉端末及び国民健康保険システムの移設に伴うLAN配線等業務委託	184:電気通信事業	株式会社大塚商会	¥1,408,000	令和8年2月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	南船場会館用地コンクリート擁壁撤去工事	200:その他	まこと建設株式会社	¥1,628,000	令和8年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心区役所 総合福祉システム及び国民健康保険システムの移設に伴う LAN 配線等業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

総合福祉システム及び国民健康保険システムに係る保守業務については株式会社大塚商会が行うことを本市が承認している。

本業務を行うにあたっては、ネットワーク構成やソフトウェア情報などの専門的な知識が必要となるとともに、限られた期間内に、環境設定、ネットワーク設定及び動作確認テスト等の作業を迅速かつ正確に実施しなければならない。

またパソコン等機器は、日常業務を行うにあたり欠かすことのできない重要なものであり、移設後も引き続き利用することから、責任の一貫性を持たせる必要がある。保守業務を担っている株式会社大塚商会以外の事業者にも本業務を委託した場合障害発生時の責任の所在が不明瞭になるなど、運用に著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、移設対象となるパソコン等機器の保守業務を担っている唯一の事業者である株式会社大塚商会と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

中央区役所 総務課

(電話番号 06-6267-9988)

随意契約理由書

1 案件名称

南船場会館用地コンクリート擁壁撤去工事

2 契約の相手方

まこと建設株式会社

3 随意契約理由

南船場会館用地西側コンクリート擁壁については、設置後70年以上が経過し、擁壁自体にコンクリートの爆裂やクラックが多数認められるなど著しく劣化している状況であり、安全性の観点からも速やかに対応する必要があった。

そのような中で、今般、隣接地でホテル建設工事が行われることとなり、建設工事が擁壁に影響を及ぼし、崩落等の危険があると判明したため撤去することとなった。

本工事は、南船場会館用地西側の駐車場用地を工事ヤードとして使用する必要がある。また、同時期にホテル建設の準備工事として駐車場のアスファルト撤去等を実施することとしているが、同時期・同一敷地内で、別々の事業者が工事を実施した場合は、資材置場の確保や工事エリアが重複・輻輳し、両工事の錯綜による安全性の確保を中心とした事業者間の調整等も必要となってくる。

同一敷地内において、ホテル建設工事の事業者が施工した場合は、工期短縮、経費節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利であると考ええる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号によりホテル建設工事の事業者である、まこと建設株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

中央区役所 市民協働課 市民協働グループ

(電話番号 06-6267-9734)